

仮定条件表現について

——反実仮想の用法を中心として——

清*
水
登

平安期、中世期において仮定条件表現がどのような形式においてなされているのか、その形式はどのような規範に基づいて選択されたものかなどを概観することを本稿の目的とする。「ナラバ」、「タラバ」などの接続形式について注目され、分析された阪倉篤義氏、小林賢次氏の論考を参考としながら、論をすすめていくこととする。

(一) 仮定条件表現について

阪倉氏は、仮定条件表現を偶然仮定、必然仮定、恒常仮定と三種に分類され、それぞれの特徴を次のように説明されている。⁽¹⁾

偶然仮定・必然仮定

「二つの事態がその未来時における実現を予想または予想するかたちで述べられている」(完了性の仮定)

恒常仮定

「用言によつて叙述される事態を、それが事実において生起するか否かは必ずしも当面の問題とせず、ただ一つの事からとしてとりまとめて、その存在を設定するもの」(非完了性の

仮定)

また、阪倉氏は、仮定条件表現について右のように「偶然仮定・必然仮定」(完了性の仮定)、「恒常仮定」(非完了性の仮定)の特徴を示したうえで、その形式について次のように言及されている。⁽²⁾

室町時代の口語的な資料において注意されるのは、「用言十ならば」といふ形式が、一般化したことである。これは、もと「用言十ならば」が事態の実際上の生起を予想する完了性のものであるに対して、

この国に生れぬるとならば、なげかせ奉らぬほどまで(侍ルムキニ)侍らで…… (竹取物語)

もし此事洩ぬる物ならば誅せられむ事疑なし。(平家物語)

正しう云ひつる程ならばやがて殿上まで斬り上らんずるもの面魂…… (同右)

などの、「とならば」「物ならば」「程ならば」が、右のやうに

* 千380 長野市三輪八・四九・七 長野県短期大学

「すずろなる男のうち入り来たるならばこそは」は、過去における反実仮想の用法と認められるものである。

「トナラバ」

何かは、今はじめたる事ならばこそあらめ、ありそめにけることなれば、さも心かはさむに、似げなかるまじき人のあはひなりかしとぞ思しなして、

(賢木)

なほ、しか思し立つことならば、かの六条院にこそ、親ざまに譲りきこえさせたまはめとなん、

(若菜上)

物の怪の教にても、それに負けぬとて、あしかるべきことならばこそ憚らめ、弱りにたる人の、限りとてものしたまはんことを聞き過ぐさむは、後の悔心苦しうやとのたまふ。

(柏木)

「ホドナラバ」

なにがし阿闍梨そこにものするほどならば、ここに来べきよし忍びて言へ。

(夕顔)

人々しきほどならば、年ごろ聞こえなまし。

(常夏)

この人の御さまの、なのためにうち紛れたるほどならば、かく見馴れぬる年ごろのしるした、うちゆるぶ心もありぬべきを、

(総角)

「人々しきほどならば」は、現時点における反実仮想、「なのためにうち紛れたるほどならば」は、過去における反実仮想の用法と認められるものである。

「トナラバ」

わが身はとてもかくても同じこと、生ひ先遠き人の御上もつひにはかの御心にかかるべきにこそあめれ。さりとならば、げにかう何心なきほどにや譲りきこえましと思ふ。

(薄雲)

したたかに賢き方の選びにては、その人ならでも、年月の

臆に成りのぼるたぐひあれど、しかたぐふべきもなしとなりば、おほかたのおほえをだに選らせたまはんとむ、内々に仰せられたりしを、

(行幸)

過ぎにし方の心ざしを忘れず、かく長き用意を人に知られぬ、とならば、同じうは心清くて、とかくかかづらひゆかしげなき乱れなからむや、誰がためも心にくくめやすかるべきことならむ、となん思ふとのたまへば、

(横笛)

よし、かく言ひそめつとならば、何かはおれてふとしも帰りたまふ。

(夕霧)

「モノナラバ」は二例存し、一例が完了性の仮定、一例が非完了性の仮定と認められるものである。

別れても影だにとまるものならば鏡を見てもなぐさめてまし

(須磨)

「別れても影だにとまるものならば」は、△オ別レシマシテモ、セメテアナタノ影ダケデモ後ニ残ルモノナラバという現時点における反実仮想としての用法となっており、非完了性の仮定と認められるものである。

世の人の聞き伝へん後のそしりも安からざるべきを憚りて、まことの神の助けにもあらむを、背くものならば、またこれよりまさりて、人笑はれなる目を見む。

(明石)

「背くものならば、またこれよりまさりて、人笑はれなる目を見む」は、△背キデモシタラ、マタソレ以上ニモノ笑イラマネクデアロウという、未来時において事態が完了することを予想する叙述となっており、完了性の仮定と認められるものである。

以上のことから、「源氏物語」における「活用語+ナラバ」、「トナラバ」、「ホドナラバ」、「トナラバ」、「モノナラバ」は、大略、非完了性の仮定条件表現を担う形式として存していたもの

と考えられる。

「タラバ」は、「源氏物語」において完了性の仮定を担う形式として機能していたものと思われるのであるが、一部に非完了性の仮定を担う用法も認められるのである。

ただ世の常のおぼえにかき紛れたらば、さるたぐひなくやはと思ふべきを、世に似ぬひがものなる親の聞こえなどこそ苦しけれ。
(薄雲)

手をいまずこしゆゑづけたらばと、宮は好ましき御心に、いささか飽かぬことと見たまひけむかし。
(螢)

はじめよりあらぬ人と知りたらば、いかが言ふかひもあるべきを、
(浮舟)

わがもてなしの、それに穢るべくありそめたらばこそあらめ、
(蜻蛉)

あはれ知る心は人におくれねど数ならぬ身にきえつつぞふる
(蜻蛉)

かへたらばと、ゆゑある紙に書きたり。

五例ともに過去における事態を仮定する非完了性の仮定と認められ、内容的には過去における反実仮定としての用法となっている。

また、同書において「ナバ」は完了性の仮定を担う形式として存していたものと考えられる。

(三) 今昔物語集における仮定条件表現について

院政期における仮定条件表現を当代の文学作品「今昔物語集」にみてみよう。仮定条件表現の形式と、非完了性の仮定、完了性の仮定とを区分し、整理したものが次の表IIである(ただし、和歌ならびに本文の欠により判定不可能なものを除いてある)。

「今昔物語集」には「活用語十ナラバ」が八例存し、その例を次に掲げる。

聖リ、同ジ木ヲ食ナラバ、寺ノ柱ヲモ切食ム。(十六・四)

若キ程ノ心不定ヌナラバ、コソ、出家ヲモシ身ヲモ投ゲ給メ。

(十六・十七)

若シ、此レ御助ケニ依ナラバ、速ニ此ノ馬生サセ給ラヌ。

(十六・二十八)

人ニ物ヲ施スルナラバ、馬ヨリ下テ、礼テ可施キ也。

(二十・四十)

「我モ不劣ジ」ト慎ムナラバ、右大将ノ御為ニ悪カリナム。

(二十・四十三)

責ニ寄ルニ、此ノ入海ヲ廻テ寄ナラバ、七日許可廻シ。

(二十五・九)

若シ去カセ給ヒヌルナラバ、世ノ中ニ生廻テ御マサムズル者トナ思シ不食ソ。

(二十九・四)

此云ナラバ同クハ其ノ木皆伐テ来。(三十一・二十四)

小林賢次氏は、右の「活用語十ナラバ」を次のように解説されている。

今昔物語集の場合は、やはり非完了性の例が多いけれども、

例③(筆者注、此ノ入海ヲ廻テ寄ナラバ、七日許可廻シ)は、

△寄せるとすれば√という、一般性を持った仮定ながら、具体的な場面においては、完了性のものとみられ、例④(筆者注、

若シ去カセ給ヒヌルナラバ、世ノ中ニ生廻テ御マサムズル者ト

ナ思シ不食ソ)も、完了の助動詞「ヌ」を承接し、未来時における行動を仮定したものであって、完了性の仮定とみることが

できよう。「給ヒヌルナラバ」は、「給ヒナバ」のような明白な

完了性の仮定と必ずしも等価値ではないであろうが、近代語に

ラVという、過去において完了した事態を仮定する非完了性の仮定とみることができる。

蔵人ノ云ク、「此レ、極テ不便ノ事也。宣旨ニ随テ参給タラバ、此許ノ病者ヲ見テ逗留シ不可給ズ」ト。

(二十一・三十五)

「参給タラバ」の「タラバ」は、△参上ナサツタノナラVという、過去における事態を仮定する反実仮想としての非完了性の仮定と認められる。

此ク道心発シタル時ハ、狂フ様ニ何ニ盛ニ発タラバ、此ノ次ニ今少シ令発。

(十九・四)

「発タラバ」の「タラバ」は、△道心ヲ起コシタトスルナラVという、過去における事態を仮定する非完了性の仮定と認められる。

下部ノ云ク、「安事ニハ有レドモ、童ノ顔ヲ知タラバコソ搦メム」ト、「顔ヲ不知シテハ何デカ搦メム」ト。

(二十四・五)

男、「奇異キ態カナ。門ノ開タラバコソハ門ノ内ニ入ヌルトモ可思キニ、門ハ被閉タリ、此ハ何ニ」ト。

(二十七・二十)

右の二例「知タラバ」、「開タラバ」の「タラバ」はともに過去における反実仮想の用法となっており、非完了性の仮定と認められる。

亦鬢ノ無キ事ハ、若ク盛ナル齡ニ鬢ノ落失タラバコソ嗚呼ニモ可咲クモ有ラメ、

(二十八・四)

「落失タラバ」の「タラバ」は過去における事態を仮定する非完了性の仮定と認められる。

「ナバ」は「源氏物語」においては完了性の仮定を担う形式で

あったのであるが、「今昔物語集」においては非完了性の仮定が僅かながら二例存する。

或ハ先ヅ我レ疾ク隠レムト迷ヒ入ル。入ナバ然テ曲リ居タルベキニ、亦少ノ者モ渡レバ、追シラガヒテ出テ見ル。

(二十八・四)

「入ナバ」は過去における事態を仮定する非完了性の仮定と認められるものである。

其ノ男、主ト親ク成ナバ、衣ヲバ不取デ去ネカシ。

(二十九・二十二)

「成ナバ」は過去における事態を仮定する非完了性の仮定と認められるものである。引用の文は、作者の、女主と親密な関係を結んでおきながら、女主の衣服まで奪っていく男への批判として述べられたものである。

(四) 今昔物語集以降における仮定条件表現について

「今昔物語集」以降における仮定条件表現についてみよう。調査資料は、「保元物語」、「平治物語」、「天草本伊曾保物語」、「天草本平家物語」の四種である。それらの仮定条件表現の形式について分析・整理したものが次の表IIIである(ただし、和歌は除いてある)。

仮定条件表現を担う「活用語十ナラバ」の形式が室町後期の口語資料である「天草本伊曾保物語」、「天草本平家物語」においてその比率を高めており、注目される。その反面「ナバ」の形式が減少している。

また、完了の助動詞「ヌ」に「ナラバ」が連接した「ヌナラバ」が「天草本平家物語」に存し、特異な表現形式として注目される。

書きおかれぬならば、なんとしてこれを見うぞと云うて、

(巻一)

「書きおかれぬ」という文相当句に「ナラバ」が連接した結果、成立した形式と考えられる。

「(タ)ナラバ」は、完了性の仮定とは別に非完了性の仮定を担う例も存し、注目される。

それを限りと思うたならば、いましばしも見うものを。

(大草本平家物語・巻一)

足柄山を打ち越いて八カ国に入らせられたならば、畠山の一族などはこなたへ参らいでかなふまい。

(同・巻二)

これさへ参ったならば坂東にはなびかぬ草木もあるまいと、ありし六日の暁を限りとだにも思うたならば、なぜにのち

(同・巻四)

の世と契らいではあらうぞ。頼朝をうち頼うでおぢやったならば、命ばかりは助けうず

(同・巻四)

るものをおほせられた。五例すべて過去における「反実仮想の用法」と認められるものである。

「タラバ」についても非完了性の仮定を担う用法が認められる。

かく有べしと知たらば、六人の子供前後にたて、矢種のあらん限射尽て、討死して失たらば、名を後代にあげてまし。

(保元物語・中)

今度の合戦に院方かたせ給ひたらば、いかなる軍功勳賞にも申替、又命にかへてもなか義朝一人を助ざるべき。

(同・中)

かく有べしとだに知たらば、いひをき度事共有つるを、父の呼せ給ふと聞つる嬉しさに、急まいりつる計也。(同・下)

かゝるべしとだに知たらば、皆ぐしてぞ参らまし。

(同・下)

せめては一人なり共相具たらば、縦のがれはてず共、手くみてもいかにもなりなまし。

(同・下)

六例すべて過去における「反実仮想の用法」と認められる。

清盛の軍みてたゞれたる弓手のかたを羽引て越、うしろなる柱にしたゞかになつ。すこしさがりたらばあやうぞみえられける。

(平治物語・中)

「すこしさがりたらば」は、過去において完了した事態を仮定する用法とみることができ。

先に驢馬のわびた時、そつと合力したらば、これほどの重荷は持つまじいものを。

(天草本伊曾保物語)

存生の時、それほど直に心があつたらば、今この書をば受けまいものを。

(同)

右の「タラバ」はともに過去における「反実仮想の用法」と認められるものである。

法勝寺とも、執行とも知つたらばこそ返事もせうずれ。ただ頭をふつて知らぬと言うたが、

(大草本平家物語・巻一)

このやうにあらうと知つたらば、兼平を瀬田へやるまじいものを。

(同・巻四)

親義筆をさしおいてたれも明らかに承つたらば、立ち聞きつかまつらうものを。

(同・巻四)

右の「タラバ」もともに過去における「反実仮想の用法」と認められるものである。

「今昔物語集」以降における仮定条件表現のなかで、過去における「反実仮想の用法」の場合、「タラバ」の形式によるものが多いように思われる。「タラバ」によるものを含め過去における「反実

表IV 今昔物語集以降における過去の反実仮想の形式

前件	帰結句	保元物語	天草本 伊曽保物語	天草本 平家物語
タラバ	マシ	4		
タラバ	(疑問詞)ベキ	1		
タリセバ	マシ	1		
タラマシカバ	マシ	2	1	
タラバ	マジイモノヲ		1	1
タラバ	マイモノヲ			
タラバ	ウズ(レ)			
タラバ	ウモノヲ			1
タナラバ	マイ			2
タナラバ	ウモノヲ			1
タナラバ	ウズルモノヲ			1
タナラバ	(疑問詞)ウ			1

仮想の用法を形式により整理したものが次の表IVである。

帰結句の形式においても「天草本伊曽保物語」、「天草本平家物語」の反実仮想の表現の場合、「マシ」のかわりに、「マイ」、「ウ」、「ウズ」が置かれる傾向が強いのである。

また、「今昔物語集」以降の場合、現時点における反実仮想の表現に「ナラバ」によるものが多く、注目される。

かく有べしと知ならば、なじかは八幡へ参けん。

(保元物語・下)

頼朝世に有ならば、いかなる佛事をもとりおこなふべけれども、かゝる身なれば力なし。

(平治物語・下)

エソボさへもあるならば、この不審をたやすう開き、わが誉れをも輝かし、国の智略もあげうずるに、悔ゆるにかひない越度をした。

(天草本伊曽保物語)

かの鶏さへないならば、これほど払晝には起きまじいも

のを。(同)

この君世にござらば、われもさこそあらうずるに、このやうになりはてさせられたいとほしきよ。

(天草本平家物語・巻四)

以上のことから推測できることは、反実仮想の表現形式として、

現時点

マシカバーマシ

(タナラ)マシカバーマシ

←

ナラバーウズ・マジ

(タ)ナラバーウズ・マジ

←

タラバーウズ・マイ・マジ

のような変遷をたどったのではないかということである。

(五) 源氏物語、今昔物語集における反実仮想の用法について

「源氏物語」ならびに「今昔物語集」の反実仮想の用法を形式により整理したものが表V、表VIである。

「源氏物語」の場合、反実仮想において前件の「(タラ・ナ)マシカバ」と帰結句の「マシ」とが対応せず、帰結句に「マシ」、「マジ」を置く例が多く、注目される。この種の傾向については、その作品における文体的性格も考慮すべきものと考える。次にその例を掲げる。

この世の人には違ひて思すに、おいらかならましかば、心苦しきあやまちにてもやみぬべきを、いとねたく、負けてやみなんを、心にかからぬをりなし。

(夕顔)

男君ならましかばかうしも御心につけたまふまじきを、かたじけなういとほしう、わが御宿世も、この御事につけてぞかたほなりけり、と思さるる。

(落標)

表VI 今昔物語集における反実仮想の形式

前件	帰結句	現時点	過去
(タル)コトナラバ	ベキニ		1
テハ	ベキニ		1
ベキニ	ベキニ		1
ム	ム		1
ムカ	ムカ		1
マシヤハ	マシヤハ		1
マシ	マシ		3
ベカリケレ	ベカリケレ		1
マシヤハ	マシヤハ		1
(ナ)マシカバ	マシ		1
(タラ)マシカバ	ベカリケルモノヲ		11
	ナム		1
	ヤハ		2
	マシカ		2
	マシヤハ		2
	(省略)		1
マシカバ	マシ	26	
ホドナラバ(コン)	メ	1	
(体言)ナラバ	ベキニ	1	
バ(コン)	メ	2	
バ(コン)	メ	1	
バ(コン)	(省略)	2	
	ベキニ	2	

ば、内々やすからずむつかしき事はをりをりはべりとも、な
 だらかた、年ごろのままにておはしますべきものをなど、う
 ち泣きつつ言ふ。
 (東屋)
 すこし近きほどならましかば、そこにも渡して心やすかる
 べきを、荒ましき山道に、たはやすくもえ思ひたたでなん、
 とはべりしと聞こゆ。
 (東屋)
 生きたりましかば、わが身を並ぶべくもあらぬ人の御宿世

なりけり、と思ふ。

(蜻蛉)

以上の結果をみると、一〇例中八例までが帰結句の末尾におい
 て文として完結せず、形式語「モノヲ」に接続する形式が一例、
 その他、後文と逆接の関係、または、連体修飾の関係において連
 接しているのである。

「今昔物語集」においては「(タラ・ナ) マシカバ」に「マシ」
 が対応せず、帰結句に「ベシ」、「ム」が置かれた例があり、次の
 ようになっている。

今夜ヒ家ノ内ニシテ焼キ被敏ナマシカバ、只今マデ命存セ
 ムカ。
 (二十五・五)

京ニテ此ク宣ハマシカバ、下人ナドモ具スベカリケル者ヲ。
 (二十六・十七)

不緩ズシテ有マシカバ、何ナル盗人有トモ致シテ許コソハ
 此ハ被援メ、手ノ限り戦テ擲ムル様モ有ナム。
 (二十九・二十一)

此許入レテ謀ル事ハ、奇異シク妬キ事也。此ク知タラマシ
 カバ、副テ行テコソ懸サスベカリケレ。
 (三十・一)

「今昔物語集」における四例の「(タラ・ナ) マシカバベシ
 (ム)」は文として完結しており、後文との接続関係は認められな
 い。「源氏物語」と「今昔物語集」の文体を同列に扱うことは避
 けなければならないことではあるが、「(タラ・ナ) マシカバベ
 シ(マジ・ム)」のような反実仮想における形式の出現は、「(タ
 ラ・ナ) マシカバベシ」の呼応関係が弛緩しつつあることを意
 味するものであろう。それでは「(タラ・ナ) マシカバベシ」の
 後退要因はどこにあると考えるべきであろうか。「源氏物語」に
 認められる「(タラ・ナ) マシカバベシ(マジ)」の反実仮想の
 形式は、大略後文と接続することをその特徴としている。本来、

反実仮定の形式「(タラ・ナ) マシカバーマシ」は、文としての完結性が強く、後文との接続は接続助詞との接続関係からみても限定されたものとなる。帰結句の末尾を「マシ」から助動詞の「バシ」、「マジ」、「ム」に置き換えることにより、接続助詞との接続関係も多様化し、自由に後文と接続できるようになるのである。

そして、そのことがさらに「(タラ・ナ) マシカバーマシ(バシ・マジ)」という反実仮定としての形式を衰退させる結果となり、「今昔物語集」以降における表現形式の結果が示す通り、前件部分においても「(タラ・ナ) マシカバ(タ) ナラバ↓タラバ」の交替がより促進されたものと考えられる。

〔注〕

- (1) 阪倉篤義「条件表現の変遷」(国語学、昭和三十三年六月)
- (2) 前掲論文「条件表現の変遷」一〇九頁。
- (3) 小林賢次「中世の仮定表現に関する一考察—ナラバの発達をめぐって—」(『中田祝夫博士功績記念国語学論集』・勉誠社・昭和五十四年)三〇一頁。

中古和文資料における「モノナラバ」のうち、完了性仮定の表現とみられるものは、管見の限りでは右にあげた程度で、さして多くない(もともと、非完了性仮定の例も特に多いわけではなく、源氏物語の場合、「モノナラバ」は、例④(筆者注、まことの神

の助けにもあらむを、背くものならば、またこれよりまさりて、人笑はれなる目をや見む)のほか、和歌における非完了性仮定の一例のみである)。

- (4) 拙稿「院政期から室町期までの接続表現について—ナラバ・タラバ・ナレバを中心として—」(近代語研究会編『日本近代語研究』2・ひつじ書房)

- (5) 小林賢次「院政時代における仮定表現—今昔物語集をとおして—」(佐伯梅友博士喜寿記念国語学論集・表現社・昭和五十一年)四三五頁。

- (6) 前掲論文「院政期から室町期までの接続表現について—ナラバ・タラバ・ナレバを中心として—」
- (7) 前掲論文「院政期から室町期までの接続表現について—ナラバ・タラバ・ナレバを中心として—」資料の引用は次の文献による。

- 「源氏物語」(『源氏物語』一〜六・日本古典文学全集・小学館)
- 「今昔物語集」(『今昔物語集』一〜五・日本古典文学大系・岩波書店)
- 「保元物語」(『平治物語』(保元物語 平治物語)・日本古典文学大系・岩波書店)
- 「天草本伊曾保物語」(大塚光信校注『キリシタン版エソポ物語』・角川書店)
- 「天草本平家物語」(亀井高孝 阪田雪子翻字『ハビヤン抄キリシタン版平家物語』・吉川弘文館)